

あなたの国民年金

パート④



混在者の年金請求は？

混在者とは、国民年金・厚生年金・共済年金等
2つ以上の加入期間のある方をいいます。

木戸Aさんの相談から

Aさん

12月で60歳になるので年金を受けたいのですが。

年金係

手続きは誕生日の前日から受け付けします。厚生年金や
共済組合に加入したことがありますか。

Aさん

10年程厚生年金に加入していました。

年金係

そうしますと、申請は佐原社会保険事務所になります。
国民年金だけですと、役場で受け付けしますが、厚生年金
期間が1年以上ある方は、社会保険事務所に行かなければ
なりません。

Aさん

どんな書類を持って行けばよいのでしょうか。

年金係

加入した期間によって違いますが、あなたの場合は、戸
籍謄本と印かん、預金通帳を持って行ってください。

Aさん

ありがとうございました。

それでは、さっそく戸籍を取って佐原社会保険事務所に行きます。

加給年金

昭和27年4月1日以前に生まれた方
……………20年以上厚生年金期間がある

昭和22年4月1日以前に生まれた方
……………男性で厚生年金期間が40歳から15年以上
……………女性で厚生年金期間が35歳から15年以上



加給年金が支給されます

必要書類は

- (1) 住民票の謄本
- (2) 配偶者の収入証明

問合せ

役場住民福祉課年金係

☎1 2 1 1 内線154

老齢基礎年金の請求先は

国民年金期間だけの方



役場

国民年金と厚生年金期間のある方で
現在勤めていない方

佐原社会保険事務所

国民年金と厚生年金期間のある方で
現在勤めている方

会社の所在地の社会保険事務所

国民年金と厚生年金期間のある方で
現在共済組合関係に勤めている方

勤め先の共済組合

国民年金と厚生年金と共済組合期間
がある方

厚生年金——佐原社会保険事務所
共済組合——勤めていた共済組合